

「令和6年度愛媛県原子力防災基礎研修及び原子力防災業務関係者研修企画運營業務」
質問及び回答について

【質問1】

質問項目	—
〔内容〕	感染症対策は特に不要という理解で良いか。
〔回答〕	感染症対策の必要が生じた場合は、仕様書「7 その他」に基づき、愛媛県と協議の上、決定することとなります。

【質問2】

質問項目	—
〔内容〕	受講対象者に何か要件はあるのか。（「原子力防災関連業務に初めて従事する方」など）
〔回答〕	仕様書「1 業務の目的」のとおり、原子力防災に従事する職員並びに原子力防災業務関係者を対象としていますので、初任者に限らず、過去に本研修を受講した方も受講可能です。

【質問3】

質問項目	—
〔内容〕	実習実施にあたって班分けを行う場合、1班あたりの人数に制約はないという理解で良いか。
〔回答〕	仕様書「4（1）②」「4（2）②」にある各研修の受講者数に対して、実習で使用する資機材数等も考慮し、適切に実習ができる班編成となっていれば、人数に制約はありません。

【質問4】

質問項目	仕様書 4 研修実施要領 (1) 原子力防災基礎研修 ①研修回数及び実施場所 (2) 原子力防災業務関係者研修 ①研修回数及び実施場所
〔内容〕	(1) 各研修会場を手配する主体について明記がありませんが、すべて受託者にて手配し、費用を負担することによろしいでしょうか。 (2) 研修の受講に当たり、受講者の多くが自家用車等で来場することが予想されます。受講者用の駐車場の手配については必須ではないとの理解によろしいでしょうか。
〔回答〕	

- (1) 研修会場について、受託者において手配が必要です。また、本業務にかかる費用については、会場費を含め全て受託者の負担となります。
- (2) 車で来場する受講者に対しては、会場駐車場や付近のパーキングを利用してもらうことが考えられますが、駐車料金が発生する場合は、受講者の負担とならないよう、受託者において手配（駐車券を配布等）いただく必要があります。

【質問5】

質 問 項 目	仕様書 1 業務の目的 標準カリキュラム (案)
<p>[内 容]</p> <p>(1) 原子力防災基礎研修及び原子力防災業務関係者研修について、仕様書第1条により共通の目的が提示されているところですが、標準カリキュラムの構成は両研修で大きく異なっています。この意図をお尋ねします。例として、業務の目的には「伊方発電所の概要（安全対策等）」とありますが、原子力防災基礎研修については伊方発電所の安全対策に係る内容・時間配分が標準カリキュラムに明記されていません。</p> <p>(2) 業務の目的の達成、あるいは効果的な研修のため、カリキュラムは改訂の提案が可能でしょうか。また、標準カリキュラム (案) に示された課目や内容、時間配分の大幅な変更も可能でしょうか。</p>	
<p>[回 答]</p> <p>(1) (2)</p> <p>本研修のカリキュラムは、各研修の標準カリキュラム (案) のとおり、案を提示しています。改善点がありましたら、講義及び実習等の時間配分、順番等を見直して御提案いただいで構いません。</p> <p>なお、契約締結後に愛媛県との調整を行う中で、提案時のカリキュラムから変更される場合もあります。</p>	

【質問6】

質 問 項 目	仕様書 5 業務内容 (1) ③受講者募集案内及び受講申込書
<p>[内 容]</p> <p>(1) 「必要に応じて受託者から関係機関等へ送付すること。」とありますが、「必要に応じて」とはどのように承知すればよろしいでしょうか。受託者の役務となることが想定される場合、見積のため送付方法及び数量についてお示してください。</p>	
<p>[回 答]</p> <p>(1) 受講対象者に対して募集案内を行う際、受託者独自のルートがあれば、そちらも活用いただくということです。</p> <p>また、受講者募集案内は愛媛県から送付する分も含め、データでの送付を想定しています。</p>	